

## 「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立さつき野コミュニティセンターの使用料の還付	
根拠条例等・条項	堺市立さつき野コミュニティセンター条例第10条第4項	
所 管 課	美原区役所	企画総務 課
審 査 基 準	<p>(根拠条文) 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>○ 規則第13条に基づき審査する。 (基準) (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額 (2) 使用者が、ホール又は会議室を使用しようとする日前3日までに使用許可の取消しを受けた場合 既納の使用料の全額</p> <p>(備考) 規則第8条第2項の規定により使用の許可の変更を承認した場合は、第2号の規定は適用しない。 使用料の還付を受けようとする者は、堺市立さつき野コミュニティセンター使用料還付申請書(様式第5号)に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	7日
	標準処理期間を設定できない理由	